平成２５年（再イ）第３４６号
大阪府三島郡島本町江川２丁目15番45―209号
再生債務者　谷内　　努
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月11日まで
平成25年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第７７号
堺市中区深井水池町2810番地４　グランアモール泉北深井404号
再生債務者　吉田　　勉
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月11日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月11日まで
平成25年11月13日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１２号
福島県いわき市川前町上桶売字中里134番地
再生債務者　根本　義光
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月12日まで
平成25年11月14日
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（再イ）第３１号
京都市伏見区桃山町泰長老93番地　シャトー観月橋202号室
再生債務者　茂野　正恵（旧姓三原）
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月12日まで
平成25年11月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第７６号
神戸市長田区大橋町９丁目１番19―306号
再生債務者　久保原良雄
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月４日まで
平成25年11月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第３８号
岡山市南区福富西１丁目１番14号クラース福富801号室
再生債務者　米川　鉄平
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月５日まで
平成25年11月14日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第４３号
岡山市北区幸町６―33―303
再生債務者　横山　誠一
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月５日まで
平成25年11月14日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第３１２号
東京都世田谷区弦巻１―50―３―207
再生債務者　相根　浩二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３２５号
埼玉県吉川市大字三輪野江1700
再生債務者　大塚　秀一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第５号
北海道千歳市豊里１丁目４番10―304号　セリーヌⅢ
再生債務者　橋野　　洋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月12日まで
平成25年11月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第６号
埼玉県入間市豊岡１丁目６番12号　アーバン入間Ⅱ503
再生債務者　穴澤　史郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月16日まで
平成25年11月14日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第８号
千葉県市川市大洲３丁目13番４号
再生債務者　橋本　　康（旧姓鈴木）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月11日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１００５２号
東京都府中市四谷１―16―41
再生債務者　渡部　忠臣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
埼玉県さいたま市見沼区宮ヶ谷塔３丁目367番地７
再生債務者　清水　　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第７号
埼玉県さいたま市北区別所町52番地37
再生債務者　岡崎　和人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 25 年 11 月 22 日　　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
長谷川剛之、埼玉県、埼玉県教育委員会
⑴　小学校教諭２種免許状
2　失効年月日　平成25年10月９日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

呼び出し公告

呼び出し
部部を承継して存続し乙及び丙は解散することについたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（丙）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月五日
掲載頁　五十七頁（号外第二三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月五日
掲載頁　五十五頁（号外第二三八号）
平成二十五年十一月二十二日
山形県山形市香澄町二丁目八番一号
（甲）株式会社タイセーナレッジ
代表取締役　高橋　　明
北海道札幌市中央区北四条西二丁目四番一号
（乙）株式会社ポンポン製菓
代表取締役　高橋　　明
山形県山形市香澄町二丁目八番一号
（丙）株式会社タイセーグローバル
代表取締役　高橋　　明